

令和6年度・7年度 職員募集案内

児童養護施設 ルンビニ園

[児童指導員]

[保育士]

[社会福祉士]

[臨床心理士又は公認心理師]

受付期間 令和6年8月23日（金）～9月13日（金）

試験日 令和6年9月22日（日）秋分の日

1 募集職種、採用予定人員及び受験資格

募集職種	採用予定人員	受験資格
児童指導員	5人～7人	児童指導員任用資格取得者、又は令和7年3月末までに当該資格取得見込みの者
保育士		保育士の資格取得者、又は令和7年3月末までに当該資格取得見込みの者
社会福祉士		社会福祉士の資格取得者
臨床心理士又は公認心理師	1人	臨床心理士の資格取得者、又は公認心理師の資格取得者(この職種については、常勤が好ましいが非常勤でも可)

※勤務予定先：児童養護施設ルンビニ園及び今後設置予定の児童家庭支援センター

2 応募方法

- ① 履歴書を児童養護施設ルンビニ園事務室まで持参又は郵送して下さい。
- ② 履歴書には、写真（3か月以内撮影）を貼付し、志望動機を記入して下さい。
- ③ 郵送の場合は、封筒の表面に「児童指導員（保育士）（社会福祉士）（認定心理士）応募書類在中」と朱書きして下さい。
※履歴書は、市販の用紙で免許・資格を記入する欄のあるもの又は大学・専門学校の特製用紙を利用し、自筆で記入して下さい。
※提出いただいた応募書類は、返却しません。

3 履歴書提出期限及び試験日

- ① 提出期間：令和6年8月23日（金）～9月13日（金）
- ② 試験日：令和6年9月22日（日）秋分の日
なお、試験日が実習等で都合が悪い学生は事前に電話連絡して下さい。
- ③ 試験会場：児童養護施設 ルンビニ園
[詳細は、応募者に別途連絡します]
- ④ 試験日までに、学生は「卒業見込み証明書」及び「成績証明書」を準備して下さい。
- ⑤ 資格取得済みの方はそれを証明するものの写しを同封して下さい。内容を見たらうえで面接の日時を別途調整して連絡します。

4 試験の方法

- ① 作文 文章による表現力に係る記述試験(3問出題のうち1問)
- ② 面接試験 主として、人柄に係る口頭試験
- ③ 実技 児童指導員又は保育士は、子どもとの関わりを見る実技試験。なお、当園で5年以内に実習された方は、実技は免除します。

5 合格発表及び採用の方法

- ① 受験者には試験の合否、また、合格者には採用内定を書面で通知します。
(試験実施後10日間程度)
- ② 採用内定者で、資格取得済みの方は内定者と相談の上、令和6年度中に採用する場合があります。また、資格取得見込みの方は資格取得後、令和7年4月1日に採用します。
なお、採用後3か月は試用期間としますが給与等については変わりません。

③ 心理士(師)で非常勤を希望される方は、ご相談させていただきます。

6 給 与

① 初任給

児童指導員・保育士・社会福祉士 (4年制大学卒)	196,200 円
保育士 (短大2卒相当)	184,600 円
臨床心理士又は公認心理師	203,800 円 非常勤希望の場合は条件等応相談

(注)

給与は、原則として公務員の行政職給料表を用いて支給します。

また、初任給は、採用前の経歴に応じて加算があります。

② 諸手当

当法人の給与規程により、賞与(過去5年支給実績年4ヶ月以上)、特殊勤務手当(6%)、扶養手当、通勤手当、処遇改善手当(月14,000円)、退職時には退職手当を支給します。

7 受付窓口等

① 受付窓口及び問合せ先

社会福祉法人 ルンビニ園事務室

〒939-8146 富山市中布目117

TEL 076(429)0213

③ 窓口での受付日及び時間

随時 土日を除く午前9時から午後5時半まで

児童養護施設ルンビニ園の概要

社会福祉法人ルンビニ園は、富山県における児童養護施設の中核的施設として、社会的養護の重要な役割を担ってきました。

当施設が目指すものとして、「児童養護施設運営指針」及び「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を基に、①児童の利益を最優先にした養育を行う②児童の自己決定と主体性を尊重する③児童への差別や虐待を許さない④児童との信頼関係を大事にする⑤最良の養育を実践していくよう専門性を高めていく、ことに重点を置いて児童養護の運営に努めています。

[現況]

- 創 立 日 昭和 22 年 1 月 22 日
- 管 理 運 営 社会福祉法人レンビニ園
- 事 業 種 類 児童福祉法に基づく児童養護施設
- 入 所 定 員 45 名
- 入 所 現 員 35 名（入所範囲：満 3 歳～満 18 歳）
- 施 設 形 態 5 ホーム（グループホーム 1、ユニット形式 2 ホーム、その他 2 ホーム）
- 正 規 職 員 数 33 名（うち保育士 20 名、児童指導員 6 名、）

※ 当施設は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育を行う社会的養護の施設です。現在、小規模化へ移行中のため昨年度から改修工事に着手しておりしばらく改修工事が続きます。今後、敷地外に分園も整備しますのでこれらの家庭的な環境の中で、当園の職員として子どもとともに喜びや悲しみを味わい寄り添う、大いにやりがいのある業務です。